

酒々井町総合評価競争入札試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、酒々井町が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利なものを落札者として決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の試行対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等の施工計画、同種工事の施工実績、当該工事に専任が予定されている技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工能力等、価格以外の要素（以下「技術提案等」という。）を総合的に評価することが妥当と認められた工事とする。

2 財政課長は、総合評価競争入札の実施にあたっては、学識経験者2名以上から意見聴取を行い、酒々井町建設工事等請負業者指名審査会（以下「審査会」という。）の審査を経るものとする。

(落札者決定基準の設定)

第3条 工事担当課長は、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を設定し、財政課長に提出しなければならない。

2 前項の落札者決定基準の設定は次の各号による評価項目によるものとする。

(1) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な建設工事では、企業の施工能力、専任予定技術者の能力、地域精通度、地域貢献度を評価し、講じないように応じて技術提案として、現場条件を踏まえた配慮すべき事項の簡易な施工計画を評価する。

(2) 技術的な工夫の余地が大きい一般的な建設工事では、前号に掲げる必須事項に加えて、技術提案として、工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上の課題に対する事項、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項その他の簡易な施工計画を評価する。

(3) 技術的な工夫の余地が大きい建設工事では、第1号に掲げる必須事項に加えて、技術提案として、工事目的物の品質、性能、強度、耐久性、環境改善等への寄与、維持管理の容易さ、特別な安全対策、ライフサイクルコスト、景観との調和の技術提案を評価する。

(4) 評価項目の設定にあたっては、特定の要素のみが評価対象とならないよう配慮するものとする。

3 落札者決定基準の設定にあたっては、前項に規定する評価項目に応じて、当該分野ごとに、工事の種類、規模、履行内容など発注する建設工事の特性に応じて、評価基準及

びその配点を設定する。

- 4 財政課長は、工事担当課長から提出された落札者決定基準の設定に際し、学識経験者2名以上から意見を聴き、酒々井町総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を径なければならない。
- 5 財政課長は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

（評価の方法）

第4条 総合評価競争入札における価格その他の条件の評価は、次の各号に掲げるいずれかの方式により、別表1評価値算定基準に基づいて落札者の決定を行うための数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（1） 加算方式

技術提案等資料の内容に応じて与えられる得点（以下、「技術評価点」という。）に、入札価格に対する得点（以下、「価格評価点」という。）を加える方式をいう。

（2） 除算方式

技術評価点を入札価格で除する方式をいう。

- 2 技術評価点は、次の各号に掲げる方式の区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

（1） 加算方式

入札参加者が提出した技術提案等資料に基づく評価により与えられる得点とする。

（2） 除算方式

標準点を100点とし、これに入札参加者が提出した技術提案等資料に基づく評価により与えられる得点（以下、「加算点」という）を加える。

- 3 価格評価点は、入札価格に基づいて算出するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 総合評価方式により一般競争入札を行うときは、酒々井町建設工事制限付一般競争入札実施要領（平成11年酒々井町告示第50号）第5条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

（1） 総合評価方式による入札を行う旨

（2） 落札者決定基準

（3） 技術資料に記載された技術提案が履行できなかった場合、虚偽の申請があった場合の措置

（4） 総合評価方式に関する審査結果が公表されること。

（5） その他町長が必要と認める事項

- 2 総合評価方式により指名競争入札を行うときは、政令第167条の12第4項に規定するもののほか、前項各号に掲げた事項を入札通知書により各入札指名者に通知しなければならない。

（技術提案等の審査及び評価）

第6条 財政課長は、入札者から提出された技術提案等資料のうち別表1 評価値算定基準

4 (1) 技術提案に係る資料を工事担当課長へ送付する。

2 工事担当課長は、財政課長から送付された技術提案に係る資料を入札公告又は指名競争入札通知書で示された落札者決定基準に基づき、当該入札者の技術提案を評価し、財政課長へ提出する。

3 工事担当課長は、入札者の技術提案を評価する場合においては、必要に応じ、入札者に対して、提出された技術提案に係る資料の聞き取りを実施することができる。

4 財政課長は、入札者から提出された技術提案等資料のうち別表1 評価値算定基準4 (2) 技術提案以外の評価項目について評価する。

5 財政課長は、第2項及び第4項に掲げる価格以外の評価点の決定にあたっては、学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。この場合、第7条第3項の意見聴取を同時に行うことができる。

(落札者の決定方法)

第7条 次の各号に掲げる条件を満たす入札参加者のうち、第4条により算出した評価値が最も高く入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者を落札候補者と決定する。

(1) 入札公告または入札通知書において定めた技術提案等に係る資料を提出していること。

(2) 第4条に掲げる除算方式によって評価値を算出する場合、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

2 前項の規定に該当する者が2者以上ある場合において、当該者の技術評価点に違いがあるときにあつては当該技術評価点の高い者を落札候補者として決定し、当該技術点に違いがないときにあつては当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 財政課長は、落札候補者を落札者と決定することについて、学識経験者が意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、学識経験者からの意見聴取後、技術審査会で審議し、落札候補者を落札者と決定するものとする。

(技術提案が履行できなかつた場合等の措置)

第8条 町長は、落札者が提示した技術提案を履行することができなかつたときは、工事目的物の瑕疵の修補、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うことができる

2 町長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となつたときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用するものとする。

4 町長は、総合評価競争入札の方法による契約の契約書には、前3項に掲げる措置の内容を明記するものとする。

(技術提案等資料の取扱い)

第9条 町長は、技術提案等に係る資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術提案等に係る資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りではない。

2 町長は、入札参加者から提出された技術提案等に係る資料は、公表しないものとする。

3 入札参加者が提出した技術提案等に係る資料は、返却しない。

(書類の作成費用)

第10条 入札参加者が申請時等の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第11条 総合評価競争入札により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事の場所
- (3) 総合評価競争入札を適用した理由
- (4) 評価項目、評価基準及び配点
- (5) 入札参加者の入札金額、価格評価点、技術評価点
- (6) 総合評価競争入札の結果
- (7) 請負金額
- (8) 工事担当課

(技術資料の評価の理由説明)

第12条 入札者は、第11条に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して5日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、当該入札者本人における技術資料の評価の理由について、町長に対して書面(様式自由)により説明を求めることができる。

2 町長は、前項の請求があった日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価競争入札の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年酒々井町告示第27号)

別表 1

評 価 値 算 定 基 準

- 1 この算定基準は、総合評価競争入札試行方式実施要綱に基づき適正な算定を行うため、必要な細目について定める。
- 2 評価値の算定方法
 - (1) 加算方式による場合は以下による。

価格評価点は $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格 (税抜き)})$ ただし、小数点以下第2位 (小数点以下第3位四捨五入) まで算出する。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

技術評価点は、30点
 - (2) 除算方式による場合は以下による。

標準点は100点とする。

技術評価点 (標準点 + 加算点)

加算点は、技術的な工夫の余地が小さい一般的な建設工事においては、20点

加算点は、技術的な工夫の余地が大きい一般的な建設工事においては、30点

評価値 = $\text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$ ただし、小数点以下第4位 (小数点以下第5位切捨て) まで算出する。
- 3 価格評価点の算定

入札価格が予定価格 (税抜き) を超えた者、最低制限価格 (税抜き) を下回る者または低入札価格調査制度に基づき失格となった者あるいは入札の諸条件により無効となった者を除いて算出する。
- 4 価格以外の評価点
 - (1) 技術提案を求める項目は、以下に掲げる事項の中から必要なものを案件ごとに定めるものとする。
 - ① 施工計画・施工体制に関する提案
 - ② 施工・仮設工法に関する提案
 - ③ 公衆安全対策・周辺環境対策に関する提案
 - ④ コスト縮減策あるいは工期短縮等に関する提案
 - ⑤ その他案件固有の技術等に関する案件
 - ⑥ 社会的要請に対する案件
 - ⑦ 工事目的の品質、性能及び機能の向上に関する提案
 - ⑧ その他必要とする技術提案
 - (2) 技術提案以外の評価項目
 - ① 工事成績
 - ② 企業の施工能力
 - ③ 配置予定技術者の施工能力
 - ④ 地域貢献度 (災害協定等の締結の有無)

別表2

落札基準（特別簡易型）

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 施工計画の評価 ・現場条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた配慮すべき事項	3点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。	3点
		課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。	0点
	不適切である（白紙、不提出、法令違反の記載）	欠格	
イ 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価する。	2点	国・県等の実績あり	2点
		市町村の実績あり	1点
		その他の実績あり	0点
ウ 工事成績評定 ・酒々井町所掌工事（土木一式）における過去2カ年度間の工事成績評定点の平均値により評価する。 ・対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	6点 ～ -4点	80点以上	6点
		80点未満75点以上	4点
		75点未満70点以上	2点
		70点未満65点以上	0点
		65点未満	-4点
エ 事故及び不誠実な行為 ・酒々井町発注工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為の有無。	0点 ～ -4点	なし	0点
		文書注意	-2点
		指名停止	-4点
オ ISO認証取得 ・ISO9001またはISO14001の取得について評価する	1点	取得あり	1点
		なし	0点
カ 手持工事量の状況 ・酒々井町所掌工事（土木一式）における過去2カ年度間の平均受注額と当該年度受注額との比率	1点	1.0未満	1点
		1.0以上	0点
キ 主任（監理）技術者資格	2点	1級土木施工管理技士または技術士	2点
		その他の資格	0点
ク 配置予定技術者の施工経験 ・過去10年間の同種工事の施工経験により評価する。	2点	国・県等の実績あり	2点
		市町村の実績あり	1点
		その他工事の実績あり	0点
ケ 継続教育（CPD）の取組状況 ・継続教育（CPD）の取組状況の有無	1点	実績あり	1点
		なし	0点

コ 地域精通度 ・過去10年間の酒々井町での施工実績により評価	2点	実績あり	2点
		実績なし	0点
サ 入札参加者の所在地	2点	本店・本社が酒々井町にある	2点
		支店・支社・営業所が酒々井町にある	1点
		なし	0点
シ 災害協定締結の有無	2点	締結のあり	2点
		締結のなし	0点

2 価格以外の評価項目における同種工事に該当する工事

- ・ 企業の施工実績に求める同種工事とは、（例）PC桁を製作し架設工事を元請で施工した工事をいう。
- ・ 配置予定技術者に求める同種工事とは、（例）元請としてPC桁による橋梁上部工事の施工管理実績がある工事をいう。

3 工事成績評定の対象期間

- ・ 評価の対象とする工事は、入札日の属する年度の前々年度の4月1日から前年度の3月31日までに竣工した千葉県発注の工事とする。

4 手持工事量比率の算出方法

- ・ 手持工事量比率＝当該年度受注額÷過去2ヵ年度間の平均受注額

配置予定技術者を複数配置した場合、主任（監理）技術者資格、配置予定技術者の施工経験の評価はいずれか低い方を採用する。

事故及び不誠実な行為については、公告の日から遡って2年間とする。指名停止期間、文書注意日のかかるものを減点の対象とする。年度単位ではない。

別表2

落札基準（簡易型）

評価項目	配点		評価基準	評価点
ア 施工計画の評価 ・施工上配慮すべき事項 （品質向上及び環境に配慮すべき事項） ・○○○○○ （配点は1項目につき12点を与える） ※青字は2項目選択した場合に記載。	12点 24点	10点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。	10点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。	5点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。	0点
	2点	総合的な観点から評価	総合して優れる	2点
			総合して可	0点
不適切である（白紙、不提出、法令違反の記載）				欠格
イ 企業の施工実績 ・過去10年間の同種工事の施工実績により評価する。	2点		国・県等の実績あり	2点
			市町村の実績あり	1点
			その他の実績あり	0点
ウ 工事成績評定 ・酒々井町所掌工事（土木一式）における過去2カ年度間の工事成績評定点の平均値により評価する。 ・対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	6点 ～ -4点		80点以上	6点
			80点未満75点以上	4点
			75点未満70点以上	2点
			70点未満65点以上	0点
			65点未満	-4点
エ 事故及び不誠実な行為 ・酒々井町所掌工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為の有無。	0点 ～ -4点		なし	0点
			文書注意	-2点
			指名停止	-4点
オ 技術開発実績 ・工事に関する技術開発の実績を評価する。	1点		取得あり	1点
			なし	0点
カ ISO認証取得 ・ISO9001またはISO14001の取得について評価する	1点		取得あり	1点
			なし	0点
キ 手持工事量の状況 ・酒々井町発注工事（土木一式）における過去2カ年度間の平均受注額と当該年度受注額との比率	2点		0.5未満	2点
			0.5以上1.0未満	1点
			1.0以上	0点

ク 主任（監理）技術者資格	2点	1級土木施工管理技士または技術士	2点
		前記以外の土木施工に係る資格	0点
ケ 配置予定技術者の施工経験 過去10年間の同種工事の施工 経験により評価する。	2点	国・県等の実績あり	2点
		市町村の実績あり	1点
		他の実績あり	0点
コ 継続教育（CPD）の取組状況 ・継続教育（CPD）の取組状況 の有無	1点	その他工事の実績あり	1点
		実績なし	0点
サ 地域精通度 ・過去10年間の酒々井町で の施工実績により評価	2点	実績あり	2点
		実績なし	0点
シ 入札参加者の所在地	2点	本店・本社が酒々井町にある	2点
		支店・支社・営業所が酒々井町 にある	1点
		なし	0点
ス 災害協定締結の有無	2点	締結のあり	2点
		締結のなし	0点

2 価格以外の評価項目における同種工事に該当する工事

- ・ 企業の施工実績に求める同種工事とは、（例）PC桁を製作し架設工事を元請で施工した工事をいう。
- ・ 配置予定技術者に求める同種工事とは、（例）元請としてPC桁による橋梁上部工事の施工管理実績がある工事をいう。

3 工事成績評定の対象期間

- ・ 評価の対象とする工事は、入札日の属する年度の前々年度の4月1日から前年度の3月31日までに竣工した酒々井町所掌の工事とする。

4 手持工事量比率の算出方法

- ・ 手持工事量比率＝当該年度受注額÷過去2ヵ年度間の平均受注額

配置予定技術者を複数配置した場合、主任（監理）技術者資格、配置予定技術者の施工経験の評価はいずれか低い方を採用する。

事故及び不誠実な行為については、公告の日から遡って2年間とする。指名停止期間、文書注意日のかかるものを減点の対象とする。年度単位ではない。

